3）異工種ＪＶの場合　以下に示す代表者と構成員から構成される２者から４者。
ア）代表者は上記１）に同じ。
イ）構成員のうち１者は以下に示すいずれか。
・代表者が「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点1150点以上の場合は「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1150点以上
・代表者が「橋梁（メタル）」1150点以上の場合は「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点が1150点以上
・代表者が「橋梁（ＰＣ）」「橋梁（メタル）」ともに1150点以上の場合は、阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点が1150点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1150点以上のいずれか又は両方。
ウ）上記イ）以外の構成員は阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点が1150点以上、阪神高速における「橋梁（メタル）」に係る施工能力点が1150点以上のいずれか又は両方

②　架替え後の橋梁形式についてＰＣ道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合
１）単体の場合　以下に示す全ての資格を有する者。
・阪神高速における測量・建設コンサルタント等の「土木設計」の認定
・阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点が1150点以上
２）特定ＪＶの場合　以下に示す代表者と構成員から構成される２者又は３者。
ア）代表者は上記１）に同じ。
イ）構成員は阪神高速における「橋梁（Ｐ・Ｃ）」に係る施工能力点が1150点以上

⑸　地域要件　設定しない。
⑹　業務の実績　求めない。
⑺　施工実績　2004年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。（詳細は説明書参照）

①　架替え後の橋梁形式について鋼道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合
１）単体の場合　下記に示す全ての工事の施工実績を有すること。なお、別々の工事による実績でもよい。（以下同じ。）
「同種工事」
・ＰＣ道路橋（歩道橋を除く。以下同じ。）における張出し架設工事
・鋼道路橋上部工（歩道橋を除く。以下同じ。）の工場製作及び架設工事
２）特定ＪＶの場合
ア）代表者は上記１）に同じ。
イ）構成員は下記に示すいずれか又は両方の工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・ＰＣ道路橋の架設工事
・鋼道路橋上部工の工場製作を含む架設工事又は標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く鋼道路橋上部工における工場製作を含む補修若しくは補強工事（耐震補強工事を含む）
３）異工種ＪＶの場合
ア）代表者は下記のいずれか又は両方の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・ＰＣ道路橋における張出し架設工事
・鋼道路橋上部工の工場製作及び架設工事
イ）代表者が上記ア）のいずれか一方の要件を満たす場合、構成員のうち少なくとも１者は上記ア）で代表者が満たしていない要件を満たすこと。
ウ）代表者が上記ア）で両方の要件を満たす場合の構成員又は上記イ）の要件を満たす構成員以外の構成員は、下記に示すいずれか又は両方の要件を満たす工事の施工実績を有すること。
「同種工事」
・ＰＣ道路橋の架設工事
・鋼道路橋上部工の工場製作を含む架設工事又は標識・遮音壁・伸縮継手等橋梁付属物を除く鋼道路橋上部工における工場製作を含む補修若しくは補強工事（耐震補強工事は含む）

②　架替え後の橋梁形式についてＰＣ道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合
１）単体の場合　ＰＣ道路橋における張出し架設工事及び工場製作を含むＰＣ道路橋の架設工事。なお、別々の工事による実績でもよい。
２）特定ＪＶの場合
ア）代表者は上記１）に同じ。
イ）構成員はＰＣ道路橋の架設工事

⑻　技術提案書　本工事における技術提案を記載した技術提案書が適切であること。（詳細は説明書参照）
⑼　工事成績評定点　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（2017年度及び2018年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、2017年度及び2018年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

また、上記⑵に示す一般競争参加資格の認定と同じ工事工種で2019年７月１日以降の公告工事において、しゅん工時の工事成績評定点が50点未満の通知を受けた日の年度、翌年度でないこと、あるいは40点未満の通知を受けた日の年度、翌年度、翌々年度でないこと。

⑽　配置予定技術者　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本工事の現場着手時から専任で配置できること。なお、本業務の契約時期は2020年３月頃、工事の現場着手時期は2022年１月頃を予定している。また、設計業務期間においては専任の義務はなく、基本協定に基づき工事が契約された場合において、次に掲げる工事経験を有するものを配置すること。（詳細は説明書参照）

①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
・一級土木施工管理技士
・技術士（建設部門）

②　2004年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す同種工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業又は傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑺の施工実績の取り扱いに同じ。
「同種工事」
・ＰＣ道路橋における張出し架設工事
なお、架設工事を行う際には下記に示す同種工事の工事経験を有する者を配置予定技術者とは別に配置すること。配置予定技術者が下記の同種工事の経験を有する場合は、同一の技術者でよい。（詳細は説明書参照）
「同種工事」
・架替え後の橋梁形式について鋼道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合は鋼道路橋上部工の架設工事
・架替え後の橋梁形式についてＰＣ道路橋を前提として技術提案及び設計業務の実施を考えている場合はプレキャストＰＣ道路橋の架設工事

③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。